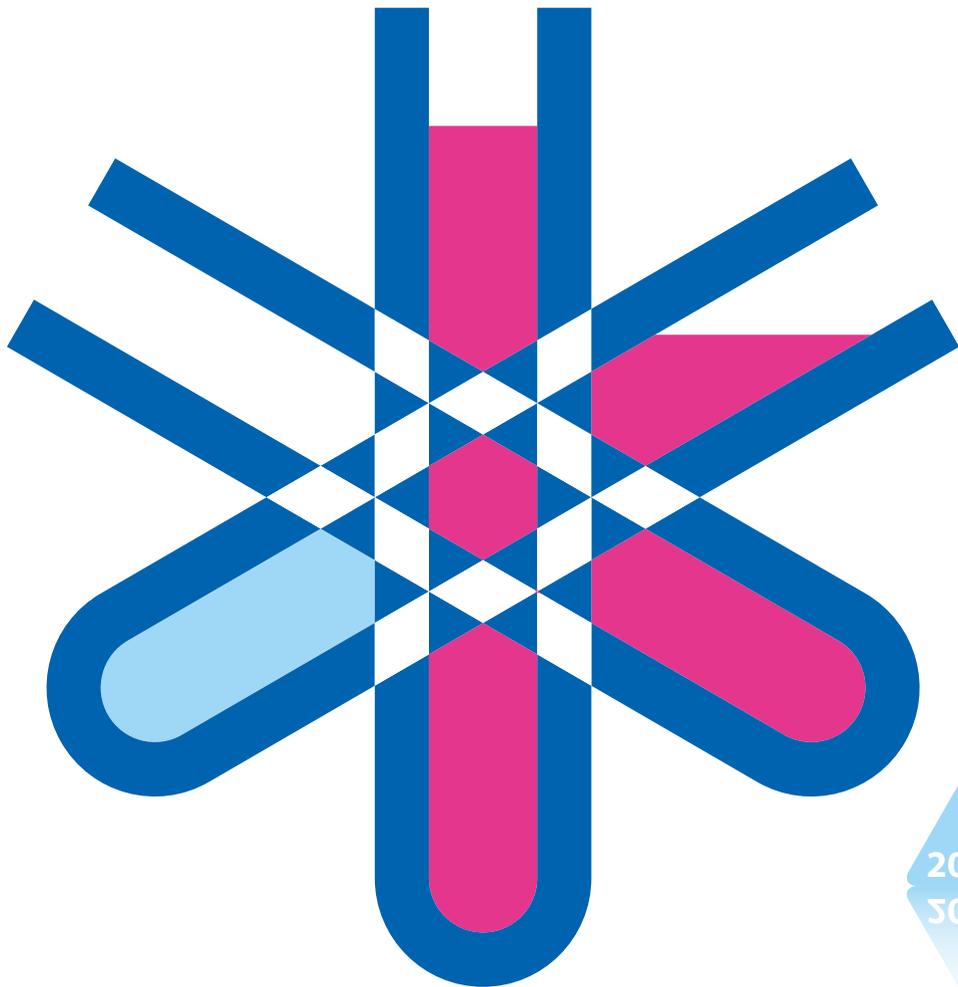


# 横查情報月報



横浜市衛生研究所

# 令和6年7月号 目次

## 【検査結果】

医動物・種類同定検査結果（令和6年4月～6月） .....	1
レジオネラ属菌の検査結果（令和5年度） .....	2
農産物の残留農薬検査結果（令和6年5月～6月） .....	4
家庭用品検査結果（令和5年度） .....	6
公衆浴場水の水質検査結果（令和5年度） .....	8

## 【情報提供】

衛生研究所ウェブページ情報（令和6年6月） .....	11
-----------------------------	----

## 【感染症発生動向調査】

感染症発生動向調査報告*（令和6年6月） .....	12
----------------------------	----

\* この記事では主に、医療機関向けの情報を提供しています。

感染症発生動向調査は感染症法に基づく国の事業です。本事業に関する詳細は、「感染症発生動向調査とは」（下記URL）をご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo-fukushi/eiken/kansen-center/doko/systemgaiyo.html>

## 医動物・種類同定検査結果（令和6年4月～6月）

医動物担当では、人の健康を害し、人に不快感を与える昆虫、ダニ、寄生虫等の試験・調査・研究を行っています。

その中の一つとして、各区福祉保健センター、各市場検査所、事業者などの依頼を受け、昆虫類を中心とした種類同定検査を行っています。昆虫類等の種類を同定することによって、発生源、発生時期、人に対する害などが分かると、効果的な対策を立てることにつながります。

令和6年4月から6月の3か月間の種類同定検査報告件数は、昆虫類以外の節足動物1件(クモ目)でした。

詳細は以下のとおりです。

相談内容・発生状況等 〈相談月〉	写真 (状態、体色、大きさ)	同定結果	生態・その他
ベランダに保管している自転車(ロードバイク)のチェーンを点検していたところ、見慣れないクモを発見した。 〈4月〉	<div style="text-align: right;">背面</div>  <div style="text-align: right;">腹面</div>  <p>雌成虫、灰褐色、腹面に砂時計型の赤い斑紋あり 約7.5mm</p>	ハイイロゴケグモ (クモ目)	基本的に攻撃性はないが毒を持っており、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されている。 体は褐色、灰色または黒色で個体差がある。腹部背面の正中線上に斑紋がある。腹面にゴケグモ類特有の赤い斑紋(砂時計型)がみられる。全世界の熱帯、亜熱帯、温帯の一部に分布する。

【 微生物検査研究課 医動物担当 】

## レジオネラ属菌の検査結果（令和5年度）

---

レジオネラ属菌によって引き起こされるレジオネラ症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で四類感染症に分類されています。

レジオネラ症は肺炎型とポンティアック熱型が主要な病型で、肺炎型では死亡例も報告されています。一方、ポンティアック熱型はインフルエンザに似た熱性疾患で自然治癒するため発見されづらく、報告例が少ない傾向にあります。

レジオネラ属菌は湖沼の水や土の中に生息する常在菌で、土ぼこりなどで運ばれて噴水などの水景設備や冷却塔、浴場施設などの人工的な水環境下でアメーバを介して増殖します。このレジオネラ属菌によって汚染された水のエアロゾルを人が吸い込んだり、汚染水が誤って気道に入ったりすると感染する可能性があります。

レジオネラ症の発生・拡大を防止するには、原因施設を特定し、レジオネラ属菌を殺菌消毒することが重要です。患者の行動調査で利用施設を聞き取り、施設の水や水回りのふきとり検体を採取して、レジオネラ属菌検査を行って感染源を特定します。レジオネラ属菌が検出された施設においては、保健所が消毒等の衛生対策について指導を実施しています。

令和5年度は、36施設、208検体（水試料96、ふきとり試料112）のレジオネラ属菌検査を行いました。検査はLAMP法を用いた遺伝子検査と培養法の2種類を行いました。

検査を実施した対象施設数は、患者自宅17、高齢者福祉施設12、公衆浴場3、医療機関1、スポーツクラブ1、寮1、事業所1でした。

検査結果はLAMP法で遺伝子が検出されたのは12施設、21検体（水試料9、ふきとり試料12）で、培養法で菌が検出されたのは4施設、8検体（水試料5、ふきとり試料3）でした。培養法で菌が検出された8検体のうち7検体がLAMP法陽性、1検体がLAMP法陰性でした。LAMP法または培養法で菌が検出された検体の施設と検体の内訳、菌同定結果は表に示したとおりです。

このうち、環境から分離された菌株と患者から分離された菌株の菌種と血清群が同じ場合パルスフィールドゲル電気泳動法による分子疫学的解析を実施しますが、令和5年度は泳動パターンが一致した事例が3事例ありました（表中No.3、4、6）。いずれも患者喀痰由来とふきとりや水検体由来の *Legionella pneumophila* SG1が一致しました。

表 レジオネラ属菌が検出された事例の検出結果

No.	施設種類	検体名	LAMP法	培養法
1	患者宅	追い炊き口ふきとり	+	(-)
2	患者宅	浴槽給湯口ふきとり	+	(-)
3	患者宅	カラン口ふきとり	+	(-)
		浴槽喫水面ふきとり	+	+( <i>L. pneumophila</i> SG1)※
		浴槽水	+	2,500cfu/100mL( <i>L. pneumophila</i> SG1)※
4	スポーツ クラブ	シャワーヘッドふきとり	+	(-)
		浴槽喫水面ふきとり	+	(-)
		浴槽水	+	20cfu/100mL( <i>L. pneumophila</i> SG1※、SG6)
5	公衆浴場	浴槽喫水面ふきとり	+	(-)
6	公衆浴場	浴槽水	+	60cfu/100mL ( <i>L. pneumophila</i> SG1、SG4、血清群不明)
		シャワー水	(-)	20cfu/100mL ( <i>L. pneumophila</i> SG1)※
		シャワーヘッドふきとり	+	(-)
		浴槽喫水面ふきとり	+	(-)
7	患者宅	浴槽水	+	3,800cfu/100mL( <i>L. pneumophila</i> 血清群不明)
		浴槽喫水面ふきとり	+	+( <i>L. pneumophila</i> 血清群不明)
		浴槽追い炊き口ふきとり	+	+( <i>L. pneumophila</i> SG6、血清群不明)
8	公衆浴場	浴槽水	+	(-)
9	高齢者 福祉施設	居室加湿器タンク下部 ふきとり	+	(-)
10	高齢者 福祉施設	シャワー水	+	(-)
		洗面台カラン水	+	(-)
11	高齢者 福祉施設	浴室カラン水	+	(-)
12	患者宅	浴槽水	+	(-)

※パルスフィールドゲル電気泳動法で患者喀痰由来株と一致

培養法単位: cfu/100mLは100mL当たりの菌数(cfu: colony forming unit)

【 微生物検査研究課 細菌担当 】

# 農産物の残留農薬検査結果(令和6年5月～6月)

食品中に残留する農薬等が、人の健康に害を及ぼすことのないよう、消費者庁\*は農薬等について残留基準を設定しています。当所では、横浜市内に流通する農産物に残留する農薬の検査を行っています。

今回は、令和6年5月～6月に医療局食品専門監視班及び各区福祉保健センターが収去した市内産農産物の検査結果を報告します。

市内産農産物については、5月にトマト5検体、キャベツ4検体、こまつな3検体、かぶの根及びだいこんの根各1検体の計14検体、6月にトマト7検体、ばれいしょ4検体、きゅうり3検体、キャベツ及びみずな(きょうな)各1検体の計16検体、合計で30検体の検査を行いました。

検査の結果を表1に示しました。トマト6検体、きゅうり及びみずな各1検体から延べ10項目の農薬が検出されましたが、基準値を超えたものはありませんでした。

検査項目及び検出限界については表2に示しました。

\*令和6年4月1日に、食品衛生基準行政は厚生労働省から消費者庁に移管されました。

表1 市内産農産物の残留農薬検査結果 (令和6年5月～6月)

農産物	検査 検体数	農薬検出 検体数	検出農薬名	検出値	基準値
				(ppm)	(ppm)
かぶの根	1	0			
キャベツ	5	0			
きゅうり	3	1	アセタミプリド	0.10	2
こまつな	3	0			
だいこんの根	1	0			
トマト	12	6	{アセタミプリド アゾキシストロビン ボスカリド アゾキシストロビン ジノテフラン ジノテフラン チアクロプリド フルフェノクスロン	0.01	2
				0.01	3
				0.14	5
				0.02	3
				0.01	2
				0.04	2
				0.06	1
			0.03	0.5	
ばれいしょ	4	0			
みずな(きょうな)	1	1	ジノテフラン	0.01	10

注) 中括弧({})は同一検体から検出されたもの

表2 農薬の検査項目及び検出限界

農薬名	検出 限界 (ppm)	農産物					農薬名	検出 限界 (ppm)	農産物				
		A	B	C	D	E			A	B	C	D	E
BHC(α,β,γ及びδの和)	0.005	○	—	○	—	—	エトキサゾール	0.01	○	○	○	○	○
DDT(DDE,DDD,DDTの和*)	0.005	○	○	○	○	○	エトフェンプロックス	0.01	○	○	○	○	○
EPN	0.01	○	○	○	○	○	エポキシコナゾール	0.01	○	○	○	○	○
アクリナトリン	0.01	○	○	○	○	○	エンドスルファン(α及びβの和)	0.005	○	○	○	○	○
アセタミプリド	0.01	○	○	○	○	—	エンドリン	0.005	○	—	—	—	—
アセフェート	0.01	○	○	○	○	○	オキサミル	0.01	○	○	○	○	○
アゾキシストロビン	0.01	○	○	○	○	○	カルバリル	0.01	○	○	○	○	○
アラクロール	0.01	○	○	○	○	—	カルプロパミド	0.01	○	○	○	○	○
アルドリン及びディルドリン	0.005	○	—	○	○	—	クミルロン	0.01	○	○	○	○	○
イソキサチオン	0.01	—	○	○	○	○	クレソキシムメチル	0.01	○	○	○	○	○
イミダクロプリド	0.01	○	○	○	○	○	クロチアニジン	0.01	○	○	○	○	○
インドキサカルブ	0.01	○	○	○	○	○	クロマフェノジド	0.01	○	○	○	○	○

表 2(続き) 農薬の検査項目及び検出限界

農薬名	検出 限界 (ppm)	農産物					農薬名	検出 限界 (ppm)	農産物				
		A	B	C	D	E			A	B	C	D	E
クロルピリホス	0.01	○	○	○	○	○	フェナリモル	0.01	○	○	○	○	○
クロルピリホスメチル	0.01	○	○	○	○	○	フェニトロチオン	0.01	○	○	○	○	○
クロルフェナピル	0.01	○	○	○	○	○	フェノブカルブ	0.01	○	○	○	○	○
クロルプロファム	0.01	○	○	○	○	○	フェンクロルホス	0.01	○	○	○	○	○
クロロクソン	0.01	○	○	○	○	○	フェンスルホチオン	0.01	○	○	○	○	○
シアゾファミド	0.01	○	○	○	○	○	フェントエート	0.01	○	○	○	○	○
シアノフェンホス	0.01	○	○	○	○	○	フェンバレレート	0.01	○	○	○	○	○
シアノホス	0.01	○	○	○	○	○	フェンピロキシメート	0.01	○	○	○	○	○
ジエトフェンカルブ	0.01	○	○	○	○	○	フェンブコナゾール	0.01	○	○	○	○	○
ジコホール	0.01	○	○	○	○	○	フェンプロパトリン	0.01	○	○	○	○	○
ジノテフラン	0.01	○	○	○	○	○	フサライド	0.01	○	○	○	○	○
シハロトリン	0.01	○	○	○	○	○	ブタフェナシル	0.01	○	○	○	○	○
ジフェノコナゾール	0.01	○	○	○	○	○	ブプロフェジン	0.01	○	○	○	○	○
シフルトリン	0.01	○	○	○	○	○	フルジオキシニル	0.01	○	○	○	○	○
シフルフェナミド	0.01	○	○	○	○	○	フルシトリネート	0.01	○	○	○	○	○
シプロコナゾール	0.01	○	○	○	○	○	フルトラニル	0.01	○	○	○	○	○
シペルメトリン	0.01	○	○	○	○	○	フルバリネート	0.01	○	○	○	○	○
ジメトエート	0.01	○	○	○	○	○	フルフェノクスロン	0.01	○	○	○	○	○
ジメトモルフ	0.01	○	○	○	○	○	フルリドン	0.01	○	○	○	○	○
シラフルオフェン	0.01	○	○	○	○	○	プロシミドン	0.01	○	○	○	○	○
ダイアジノン	0.01	○	○	○	○	○	プロチオホス	0.01	○	○	○	○	○
ダイムロン	0.01	○	○	○	○	○	プロパホス	0.01	○	○	○	○	○
チアクロブリド	0.01	○	○	○	○	○	プロピコナゾール	0.01	○	○	○	○	○
チアトキサム	0.01	○	○	○	○	○	プロピザミド	0.01	○	○	○	○	○
テトラコナゾール	0.01	○	○	○	○	○	プロモプロピレート	0.01	○	○	○	○	○
テブコナゾール	0.01	○	○	○	○	○	ヘキサコナゾール	0.01	○	○	○	○	○
テブフェノジド	0.01	○	○	○	○	○	ヘプタクロル(エポキシ種を含む)	0.005	○	—	○	—	—
テブフェンピラド	0.01	○	○	○	○	○	ペルメトリン	0.01	○	○	○	○	○
テフルトリン	0.01	○	○	○	○	○	ベンコナゾール	0.01	○	○	○	○	○
トリアゾホス	0.01	○	○	○	○	○	ペンシクロン	0.01	○	○	○	○	○
トリコナゾール	0.01	○	○	○	○	○	ベンゾフェナップ	0.01	○	○	○	○	○
トリフルラリン	0.01	○	—	○	—	—	ベンダイオカルブ	0.01	○	○	○	○	—
トリフロキシストロピン	0.01	○	○	○	○	○	ボスカリド	0.01	○	○	○	○	○
トルクロホスメチル	0.01	○	○	○	○	○	ホスチアゼート	0.01	○	○	○	○	○
トルフェンピラド	0.01	○	○	○	○	○	マラチオン	0.01	○	○	○	○	○
ノバルロン	0.01	○	○	○	○	○	マイクロブタニル	0.01	○	○	○	○	○
パラチオン	0.01	○	○	○	○	○	メタミドホス	0.01	—	○	○	○	—
パラチオンメチル	0.01	○	○	○	○	○	メタラキシル及びメフェノキサム	0.01	○	○	○	○	○
ビフェントリン	0.01	○	○	○	○	○	メチダチオン	0.01	○	○	○	○	○
ビリダベン	0.01	○	○	○	○	○	メキシフェノジド	0.01	○	○	○	○	○
ビリプロキシフェン	0.01	○	○	○	○	○	メトラクロール	0.01	○	○	○	○	○
ビリミカーブ	0.01	○	○	○	○	○	リニューロン	0.01	○	○	○	○	○
ビリミノバックメチル	0.01	○	○	○	○	○	リンデン(γ-BHC)	0.005	○	○	○	○	—
ビリミホスメチル	0.01	○	○	○	○	○	ルフエヌロン	0.01	○	○	○	○	○
ファモキサドン	0.01	○	○	○	○	○	レナシル	0.01	○	○	○	○	○
フィプロニル	0.002	○	○	○	○	○							

農産物の種類 A:きょうな、こまつな、トマト B:かぶの根、キャベツ C:ばれいしょ D:きゅうり E:だいこんの根  
○:実施、—:実施せず

\*DDTは*p,p'*-DDE、*p,p'*-DDD、*o,p'*-DDT及び*p,p'*-DDTの和

【 理化学検査研究課 微量汚染物担当 】

# 家庭用品検査結果（令和5年度）

家庭用品とは、衣料品や洗剤など私たちが日常生活で使用している生活用品のことをいいます。家庭用品は、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき検査を行っています。

医療局生活衛生課が市内販売店で、購入等した65検体について、348項目の検査を実施しました。検査の結果、住宅用洗剤1検体について、容器試験の落下試験で不適（破損または漏れがあること）があり、その同一ロットを収去し、落下試験を実施したところ同様に不適であったので、違反品となりました（表1）。

全国では、容器試験の検査項目について、2017年度から6年ぶりに違反品が発見されました。参考に、家庭用品検査項目及び規制基準を示しました（表2）。

表1 令和5年度 家庭用品検査検体内訳及び検査結果

	検体数	違反件数	検査項目数	検査項目内訳													
				ホルムアルデヒド <sup>*1</sup>	ホルムアルデヒド <sup>*2</sup>	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錫化合物	水酸化ナトリウム 又は水酸化カリウム	塩化水素又は硫酸	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	デイルドリン	DTTB <sup>*3</sup>	アゾ化合物 <sup>*4</sup>	容器試験 <sup>*5</sup>
合計	65	1	348	47	6	2	2	2	1	2	2	2	2	3	3	264	10
繊維製品、衣料品等																	
おしめカバー	1	1	1	1													
よだれ掛け	4	4	4	4													
中衣	8	8	8	8													
外衣	7	7	7	7													
下着	15	15	11	4													
くつ下	6	6	6														
手袋	2	6	2										2	2			
帽子	2	4	2										1	1			
寝衣	5	5	5														
寝具	1	1	1														
えり飾り	2	96															96
タオル	1	72															72
床敷物	1	24															24
革手袋	1	72															72
家庭用化学製品																	
家庭用洗剤	1	5							1								4
住宅用洗剤	2 <sup>*6</sup>	1	8							2							6
家庭用エアゾル製品	2	6									2	2	2				
家庭用塗料	1	3			1	1	1										
家庭用接着剤	1	3			1	1	1										
つけまつげ用接着剤	2	2		2													

\*1 乳幼児（生後24か月以下）用

\*2 乳幼児用以外

\*3 DTTB は 4,6-ジクロロ-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾールの略称

\*4 アゾ化合物から生成する発がん性を有する又は疑いのある 24 種の特定芳香族アミンを測定

\*5 漏水試験、落下試験、耐酸性・耐アルカリ性試験、圧縮変形試験

\*6 試買した 1 検体及び収去した同一ロットの 1 検体

表2 家庭用品検査項目及び規制基準

検査項目	用途	検査対象	規制基準
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	乳幼児(生後 24 か月以下)用繊維製品	吸光度差が 0.05 以下又は 16 $\mu\text{g/g}$ 以下
		乳幼児用以外の繊維製品、つけまつげ等用接着剤	75 $\mu\text{g/g}$ 以下
有機水銀化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	検出しないこと
トリフェニル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	錫として 1 $\mu\text{g/g}$ 以下
トリブチル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	錫として 1 $\mu\text{g/g}$ 以下
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	洗浄剤	家庭用洗浄剤	アルカリの量として 5% 以下
塩化水素 硫酸	洗浄剤	住宅用洗浄剤	酸の量として 10% 以下
メタノール	溶剤	家庭用エアゾル製品	5% 以下
テトラクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0.1% 以下
トリクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0.1% 以下
ディルドリン	防虫加工剤	繊維製品	30 $\mu\text{g/g}$ 以下
DTTB	防虫加工剤	繊維製品	30 $\mu\text{g/g}$ 以下
アゾ化合物	染料	繊維製品、革製品	特定芳香族アミンとして 30 $\mu\text{g/g}$ 以下
容器試験		家庭用・住宅用洗浄剤	各試験(漏水、落下、耐酸性・耐アルカリ性、圧縮変形)に適合する容器強度を有すること

【 理化学検査研究課 薬事・家庭用品担当 】

# 公衆浴場水の水質検査結果(令和5年度)

箱根に代表される神奈川県内の温泉源泉総数607\*<sup>1</sup>のうち、横浜市内には50余りの温泉があり公衆浴場施設や老人保健施設の浴槽水として利用されています。水系感染症を予防するため温浴施設の利用水には塩素系消毒剤を注入しており、日常の残留塩素濃度管理\*<sup>2,3</sup>が重要です。結合残留塩素は遊離残留塩素と比べて消毒効果が低いため、遊離残留塩素より高い濃度での管理に努めています。

2023年(令和5年)度は公衆浴場4施設で水質検査を行いました。このうち参考として1施設の水質検査結果を報告します。この施設の温泉系統の浴槽水は結合残留塩素濃度での管理が必要でしたが、管理者の理解と消毒方法の改善が必要であったため、複数回の検査を実施し、それに基づいた指導により適切な消毒管理に繋げることができました。

\*1 環境省自然環境局 令和4年度温泉利用状況

\*2 公衆浴場法施行条例 横浜市条例第46号 平成24年9月25日(令和3年10月5日条例第43号改正)

\*3 公衆浴場法施行細則 横浜市規則第67号 昭和61年6月23日(令和5年3月31日規則第21号、12月13日規則第83号改正)

## 1 対象施設および試料

(1)対象施設:公衆浴場施設

(2)採水日:2023年10月6日、23日、11月6日、12月4日、2024年1月12日、14日、2月16日 計7日

(3)水試料:温泉水試料を給水系統の順に7か所から採水しました(図1)。

(4)塩素剤:次亜塩素酸ナトリウムを3か所(前塩素用1、前塩素用2及び浴槽水用)から採取しました。

(5)温泉泉質:含よう素-ナトリウム-塩化物強塩温泉

なお、現地調査及び採水は福祉保健センターと協力して行いました。

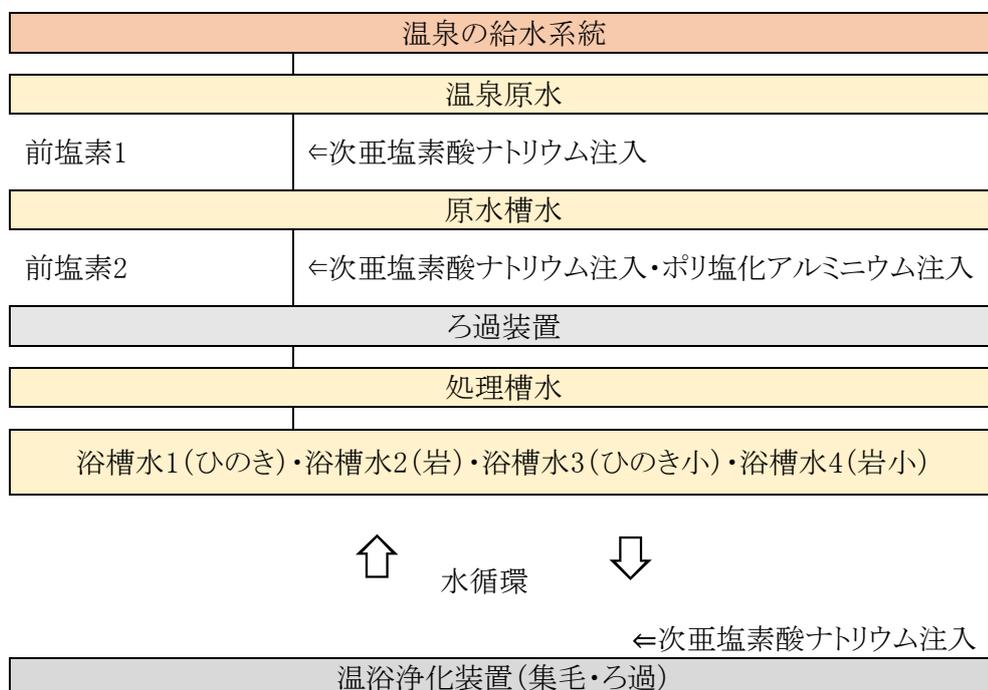


図1 給水の流れ・循環ろ過工程及び採水地点

## 2 検査項目

- (1) 水 試 料:遊離残留塩素、結合残留塩素、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、TOC、濁度、pH、色度、アンモニア態窒素など 消毒効果に影響を及ぼす47項目  
 (2) 塩 素 剤:有効塩素濃度、塩素酸、臭素酸、pH

## 3 公衆浴場法衛生措置の基準

上がり用水や浴槽水などの消毒の基準及び水質基準を抜粋して表1に示しました。ただし、温泉等を使用する場合であって、基準を適用することが困難で、かつ、衛生上危害が生ずるおそれがないと市長が認めるときは、基準を適用しないことができます。

表1 上がり用水や浴槽水などの消毒の基準及び水質基準(一部抜粋)

	遊離残留 塩素濃度	結合残留塩 素のモノクロ ラミン濃度	過マンガン酸 カリウム消費量*4	全有機炭素 (TOC)の量	濁度	pH	色度
	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	度		度
原水・上がり用 湯・上がり用水	—	—	10以下	3以下	2以下	5.8以上 8.6以下	5以下
浴槽水	0.4以上	3以上	25以下	8以下	5以下	—	—

\*4: 全有機炭素(TOC)の量の測定結果によることが不適切な場合に測定する —:水質基準なし

## 4 検査結果

### (1) 2023年10月の温泉系統検査結果

2023年10月6日の温泉系統の検査結果を抜粋して表2に示しました。浴槽水において結合残留塩素濃度が基準値(3mg/L)未満でした。なお、温泉原水に含まれるTOCが9.7mg/L検出されているため、浴槽水においてTOCの基準を適用することが困難とされています。

温泉原水に含まれるアンモニア態窒素29mg/Lと次亜塩素酸ナトリウムが反応して、結合残留塩素が浴槽水から3mg/L程度検出されるように、次亜塩素酸ナトリウムの注入量を調節することにしました。

表2 温泉系統の2023年10月の検査結果(一部抜粋)

2023年 (令和5年)10月	遊離残留 塩素濃度	結合残留 塩素濃度	過マンガン酸 カリウム消費量	TOC	濁度	pH	色度	アンモニア 態窒素
	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	度		度	mg/L
温泉原水	0.1未満	0.1未満	107	9.7	24	7.3	2.8*5	29
原水槽水	0.1未満	0.1未満	116	9.2	34	7.4	4.8*5	28
処理水槽水	0.1未満	0.10	98	8.7	1.0	7.7	13	28
浴槽水1(ひのき)	0.1未満	0.14	116	9.1	0.1未満	7.7	11	24
浴槽水2(岩)	0.1未満	0.18	129	8.6	0.1未満	7.8	13	23

\*5: 濁度の影響をうけるためろ過しています

### (2) 2024年2月の温泉系統検査結果

2024年2月の温泉系統の検査結果を抜粋して表3に示しました。2023年10月と比べて2024年2月は浴槽水から結合残留塩素が検出されるように改善されました。

表3 温泉系統の2024年2月の検査結果(一部抜粋)

2024年 (令和6年)2月	遊離残留	結合残留	過マンガン酸	TOC	濁度	pH	色度	アンモニア
	塩素濃度	塩素濃度	カリウム消費量					態窒素
	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	度		度	mg/L
温泉原水	0.1未満	0.1未満	100	8.0	22	7.4	3.3*5	27
原水槽水	0.1未満	0.1未満	93	7.2	18	7.2	4.7*5	22
処理水槽水	0.1未満	5.6	81	7.0	1.7	7.2	4.0*5	17
浴槽水1(ひのき)	0.1未満	4.7	78	7.0	0.27	7.9	4.3	16
浴槽水2(岩)	0.1未満	5.2	76	7.0	0.1未満	7.8	3.2	14

\*5: 濁度の影響をうけるためろ過しています

### (3) 鉄・マンガン・ヨウ化物イオン・亜硝酸態窒素・塩素酸の検査結果

2024年2月の温泉水試料を給水系統順に鉄・マンガンなどの濃度変化を図2に示しました。温泉原水に含まれる鉄・マンガンは、前塩素処理で凝集沈殿させて、ろ過機で除去しています。ヨウ化物イオンは次亜塩素酸ナトリウムと反応して減少します。

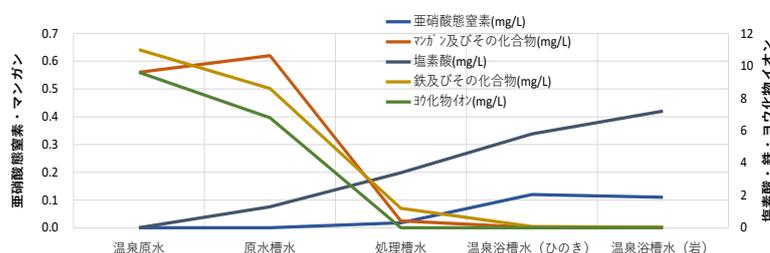


図2 温泉系統順の濃度変化(2024年2月)

温泉に含まれるヨウ化物イオンの有無でDPD試薬を使って残留塩素を測定する際に発色に違いがでます。ヨウ化物イオンが含まれているとあたかも遊離残留塩素が含まれるかのように発色します。亜硝酸態窒素は温泉原水に含まれていませんが、アンモニア態窒素から生成されていきます。亜硝酸態窒素の生成量を抑制することが残留塩素濃度の安定には不可欠です。塩素酸は次亜塩素酸ナトリウムに含まれているため、残留塩素が検出されなくても次亜塩素酸ナトリウムを注入している指標になります。

### (4) 塩素系消毒剤の検査結果

塩素系消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)の検査結果を表4に示しました。温泉系統の前塩素用1及び前塩素用2に使用している次亜塩素酸ナトリウム\*6は納品時には有効塩素濃度が12%以上の商品です。しかし、屋内に貯蔵されていましたが、補充後の日数が経過していたため6.42%~7.07%に低下していました。納品後2週間程度で使用することが望ましく、気温の高い夏季は早めに使い切れるように、1回の納品量を減らし、補充間隔を狭めるなどの提案をしました。しかし、結合残留塩素濃度が低かったことによる次亜塩素酸ナトリウムの使用量の増加費用の問題や納入頻度の増加に関する抵抗感は否めず、丁寧な説明により理解を得ていくことが必要でした。

\*6 水道用次亜塩素酸ナトリウムの取扱い等の手引き(Q&A) 平成20年3月 社団法人 日本水道協会

表4 塩素系消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)の検査結果

	納品後の日数	有効塩素濃度(%)	塩素酸 (mg/kg)	臭素酸 (mg/kg)	pH
前塩素用1	12% 10月 22日以上	6.56	24,000	220	13.1
前塩素用2	12% 10月 22日以上	6.42	24,000	240	13.1
浴槽水用	12% 10月 22日以上	7.07	22,000	330	13.1

# 衛生研究所ウェブページ情報（令和6年6月）

---

横浜市衛生研究所ウェブページは、平成10年3月に所独自のウェブサイトとして開設されました。現在は、本市ウェブサイトと統合され、感染症情報、保健情報、食品衛生情報、生活環境衛生情報、薬事情報を提供しています。今回は、当ウェブページにおける令和6年6月の追加・更新記事について報告します。

## 1 追加・更新記事

令和6年6月に追加・更新した主な記事は、7件でした。

---

掲載月日	内容
6月6日	感染症に気をつけよう(6月号)
6月7日	横浜市における蚊媒介感染症のウイルス検査結果（速報版第2回）
6月10日	熱中症情報(2024年6月10日)
6月13日	熱中症情報(2024年6月13日)
6月17日	熱中症情報(2024年6月17日)
6月20日	横浜市における蚊媒介感染症のウイルス検査結果（速報版第3回）
6月24日	熱中症情報(2024年6月24日)

---

## 2 記事紹介

感染症に気をつけよう

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/shimin/kiwotukekyou.html>

横浜市における蚊媒介感染症のウイルス検査結果

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/byogentai/infc-kabaikai.html>

熱中症情報

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/eiken/hokenjoho/wadai/necchusho/index.html>

【 感染症・疫学情報課 】

# 横浜市感染症発生動向調査報告（令和6年6月）

## 《今月のトピックス》

- 新型コロナウイルス感染症の報告が増加しています。
- 手足口病の報告が増加しています。
- A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の報告が続いています。
- 梅毒は20歳代～50歳代を中心に、幅広い年齢層で患者が多く発生しており、より一層の注意が必要です。

◇ 全数把握の対象 <2024年5月20日～6月23日に報告された全数把握疾患>

腸管出血性大腸菌感染症	9件	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1件
E型肝炎	2件	侵襲性肺炎球菌感染症	7件
レジオネラ症	6件	水痘(入院例に限る)	1件
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌症	5件	梅毒	39件
急性脳炎	3件	破傷風	2件
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	7件	百日咳	1件
後天性免疫不全症候群(HIV感染症を含む)	5件		

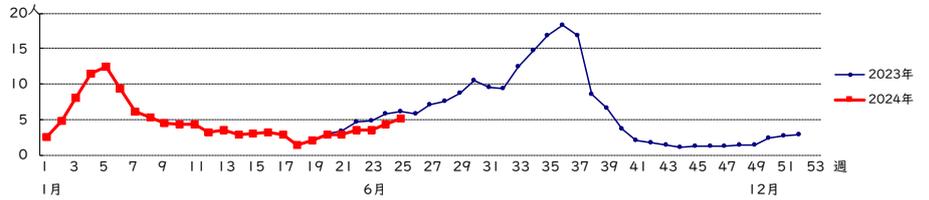
1. **腸管出血性大腸菌感染症**:10歳代～60歳代で、O血清群はO26が2件、O63、O103、O146、O157がそれぞれ1件、O血清不明が3件です。経口感染と推定される報告が2件、感染経路等不明の報告が7件です。
2. **E型肝炎**:いずれも50歳代で、感染経路等不明です。
3. **レジオネラ症**:60歳代～80歳代で、いずれも肺炎型です。水系感染と推定される報告が4件、感染経路等不明の報告が2件です。
4. **カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症**:60歳代～80歳代で、医療器具関連感染と推定される報告が1件、以前からの保菌と推定される報告が1件、その他の感染経路が推定される報告が1件、感染経路等不明の報告が2件です。
5. **急性脳炎**:10歳未満～80歳代で、病原体は単純ヘルペスウイルス2件(70歳代及び80歳代)、肺炎球菌が1件(10歳未満)です。飛沫・飛沫核感染と推定される報告が1件、その他の感染経路と推定される報告が1件、感染経路等不明の報告が1件です。
6. **劇症型溶血性レンサ球菌感染症**:10歳未満～90歳代で、血清型A群が3件、B群が1件、G群が2件、血清群不明が1件です。感染経路は創傷感染と推定される報告が3件、感染経路等不明が4件報告されています。
7. **後天性免疫不全症候群(HIV感染症を含む)**:30歳代～40歳代で、いずれも性的接触(同性間3件、異性間1件、異性間・同性間1件)と推定されています。
8. **侵襲性インフルエンザ菌感染症**:80歳代(ワクチン接種歴不明)で、感染経路等不明です。
9. **侵襲性肺炎球菌感染症**:10歳未満～70歳代(ワクチン接種歴4回2件、無2件、不明3件)で、飛沫・飛沫核感染と推定される報告が3件、感染経路等不明が4件です。
10. **水痘(入院例に限る)**:10歳未満(ワクチン接種歴無)で、飛沫・飛沫核感染と推定されています。
11. **梅毒**:10歳代～70歳代で、早期顕症梅毒Ⅰ期19件、早期顕症梅毒Ⅱ期12件、無症状病原体保有者8件です。性的接触による感染と推定される報告が37件(異性間34件、詳細不明3件)、感染経路等不明の報告が2件です。
12. **破傷風**:70歳代～80歳代(ワクチン接種歴無1件、不明1件)で、創傷感染と推定される報告が1件、感染経路等不明の報告が1件です。
13. **百日咳**:10歳代(ワクチン接種歴4回有)で、感染経路等不明です。

報告週対応表	
2024年第21週	5月20日～5月26日
第22週	5月27日～6月2日
第23週	6月3日～6月9日
第24週	6月10日～6月16日
第25週	6月17日～6月23日

◇ 定点把握の対象

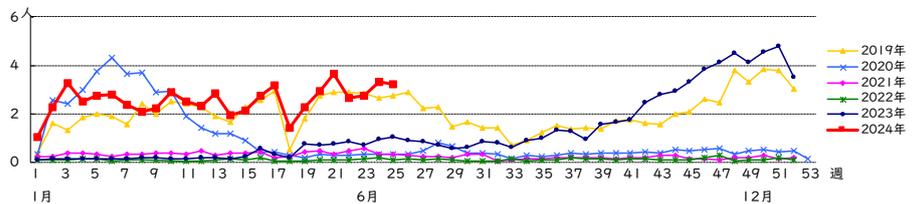
1 新型コロナウイルス感染症

2024年第5週(12.45)をピークに減少し、その後横ばいの状態で推移していましたが、5月以降増加傾向です。第25週は5.01です。



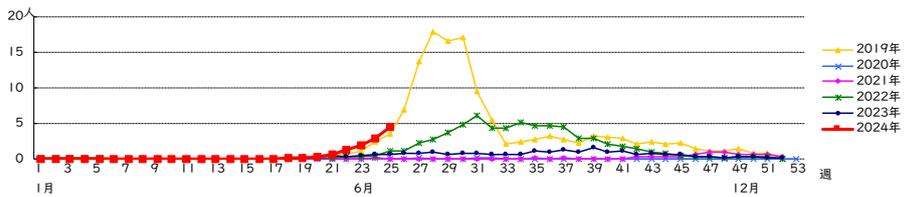
2 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎

2024年第25週は3.23で、年始からほぼ一定の水準で推移しています。



3 手足口病

例年より早い時期から報告数が増加しています。第25週は4.53です。



4 性感染症(2024年5月)

性器クラミジア感染症	男性:37件	女性:19件	性器ヘルペスウイルス感染症	男性:14件	女性:2件
尖圭コンジローマ	男性:17件	女性:2件	淋菌感染症	男性:19件	女性:2件

5 基幹定点週報

	第21週	第22週	第23週	第24週	第25週
細菌性髄膜炎	0.00	0.00	0.25	0.50	0.33
無菌性髄膜炎	0.00	0.00	0.25	0.75	0.00
マイコプラズマ肺炎	0.25	0.50	0.50	0.75	0.00
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

6 基幹定点月報(2024年5月)

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	5件	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	1件
薬剤耐性緑膿菌感染症	0件	-	-

【 感染症・疫学情報課 】

◇ 病原体定点からの情報

市内の病原体定点は、小児科定点:8か所、インフルエンザ(内科)定点:4か所、眼科定点:1か所、基幹(病院)定点:4か所の計17か所を設定しています。

検体採取は、小児科定点とインフルエンザ定点では定期的に行っており、小児科定点は8か所を2グループに分けて毎週1グループで実施しています。

眼科と基幹定点では、検体採取は対象疾患の患者から検体を採取できたときにのみ行っています。

〈ウイルス検査〉

2024年第21第25週に病原体定点から搬入された検体は、小児科定点42件、内科定点9件、基幹定点2件、定点外医療機関1件でした。

7月5日現在、表に示した各種ウイルスの分離5株及び遺伝子39件が同定されています。

表 感染症発生動向調査におけるウイルス検査結果 (2024年第21週～第25週)

主な臨床症状等 分離・検出ウイルス	上気道炎	下気道炎	ヘルパンギーナ	COVID-19 疑い	発熱	インフルエンザA	アデノウイルス感染症	肺炎
	インフルエンザウイルスAH1型pdm09						2 -	
アデノウイルス2型	1 -							
アデノウイルス3型							2 -	
ヒトボカウイルス	- 3	- 3			- 1		- 1	
コクサッキーA6型			- 3					
ヒトヘルペスウイルス6	- 1							
パラインフルエンザウイルス1型		- 1						
パラインフルエンザウイルス3型	- 3	- 7		- 1				- 1
ライノウイルス	- 2	- 4		- 1				
ヒトメタニューモウイルス	- 1	- 2						
RSウイルス		- 2						
ヒトコロナウイルス HKU-1	- 1							
ヒトパレコウイルス		- 1						
合計	1 11	- 20	- 3	- 2	- 1	2 -	2 1	- 1

上段:ウイルス分離数 下段:遺伝子検出数

【 微生物検査研究課 ウイルス担当 】

〈細菌検査〉

2024 年第 21 週～第 25 週の「菌株同定」について医療機関からの検査依頼は、基幹定点医療機関からメチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 1 件、サルモネラ症 2 件でした。

保健所からの検査依頼は、腸管出血性大腸菌感染症 8 件、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症 6 件、劇症型溶血性レンサ球菌感染症 7 件、侵襲性肺炎球菌感染症 2 件、侵襲性インフルエンザ菌感染症 3 件、*Clostridioides difficile* 感染症 6 件、眼瞼周囲蜂窩織炎由来 A 群溶血性レンサ球菌 3 件でした。

「分離同定」の検査依頼は保健所からレジオネラ症 4 件でした。

「小児サーベイランス」の検査依頼は溶血性レンサ球菌咽頭炎 5 件でした。

表 感染症発生動向調査における病原体調査(2024 年第 21 週～第 25 週)

菌株同定	項目	検体数	血清型等	
医療機関 基幹定点	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	1	<i>Staphylococcus aureus</i> (1)	
	サルモネラ症	2	<i>Salmonella</i> Stanley (1) <i>Salmonella</i> O4群(O4:i:-) (1)	
保健所	腸管出血性大腸菌感染症	8	O26 : H11 VT1 (3) O157 : H7 VT1VT2 (1) O157 : H7 VT2 (1) O91 : H- VT1 (1) O146 : H- VT2 (1) Og118/151 : Hg2 VT1 (1)	
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	6	<i>Enterobacter cloacae</i> complex (3) <i>Klebsiella aerogenes</i> (3)	
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	7	A群溶血性レンサ球菌 T1型 (2) A群溶血性レンサ球菌 T12型 (1) B群溶血性レンサ球菌 III型 (1) B群溶血性レンサ球菌 V型 (1) G群溶血性レンサ球菌 (2)	
	侵襲性肺炎球菌感染症	2	<i>Streptococcus pneumoniae</i> (2)	
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	3	<i>Haemophilus influenzae</i> (3)	
	<i>Clostridioides difficile</i> 感染症	6	<i>Clostridioides difficile</i> (6)	
	眼瞼周囲蜂窩織炎、菌血症	3	A群溶血性レンサ球菌 T1型 (3)	
	分離同定	材料	項目	検体数
保健所	喀痰	レジオネラ症	4	<i>Legionella pneumophila</i> SG1 (1) 培養 陰性 (3)
小児サーベイランス	材料	臨床症状	検体数	同定、血清型等
小児科定点	咽頭ぬぐい液	発熱、咽頭炎、咽頭痛	5	A群溶血性レンサ球菌 T1 陽性 (3) A群溶血性レンサ球菌 T4 陽性 (1) 溶血性レンサ球菌 陰性 (1)

【 微生物検査研究課 細菌担当 】